

医療的ケア児に必要な歯科の 支援・取り組み

公益社団法人東京都豊島区歯科医師会

医療的ケア児における歯科の問題点

- 医療的ケア児を含め、在宅療養を余儀なくされている有病児、障害児においては、全身的な健康管理が最重要課題となり、口腔の管理はどうしても後回しになるため、歯科医療を受診する時期が遅れてしまう傾向にある
- 保護者からは、「口の中を一度も見たことがない」「歯の磨き方がわからない」「経管栄養で口から食べていないから歯磨きしなくていいですね」といったことも多く聞かれ、口の発達に必要な外部からの適切な刺激が極端に不足している

医療的ケア児における歯科の問題点

- 多数歯う蝕や重度歯周病を発症してからの歯科受診となり，専門の歯科医療機関での診療体制が必要な事態となります。



- 医療的ケア児に必要な歯科の支援・取り組みとは，地域のかかりつけ歯科医として，できるだけ早期にその子どもや家族と繋がり，口腔内が悪化する前から予防的に口腔健康管理を行い，良好な成長発達を促していくこと

医療的ケア児における歯科の主訴

平均年齢：4.7 ± 4.0 歳

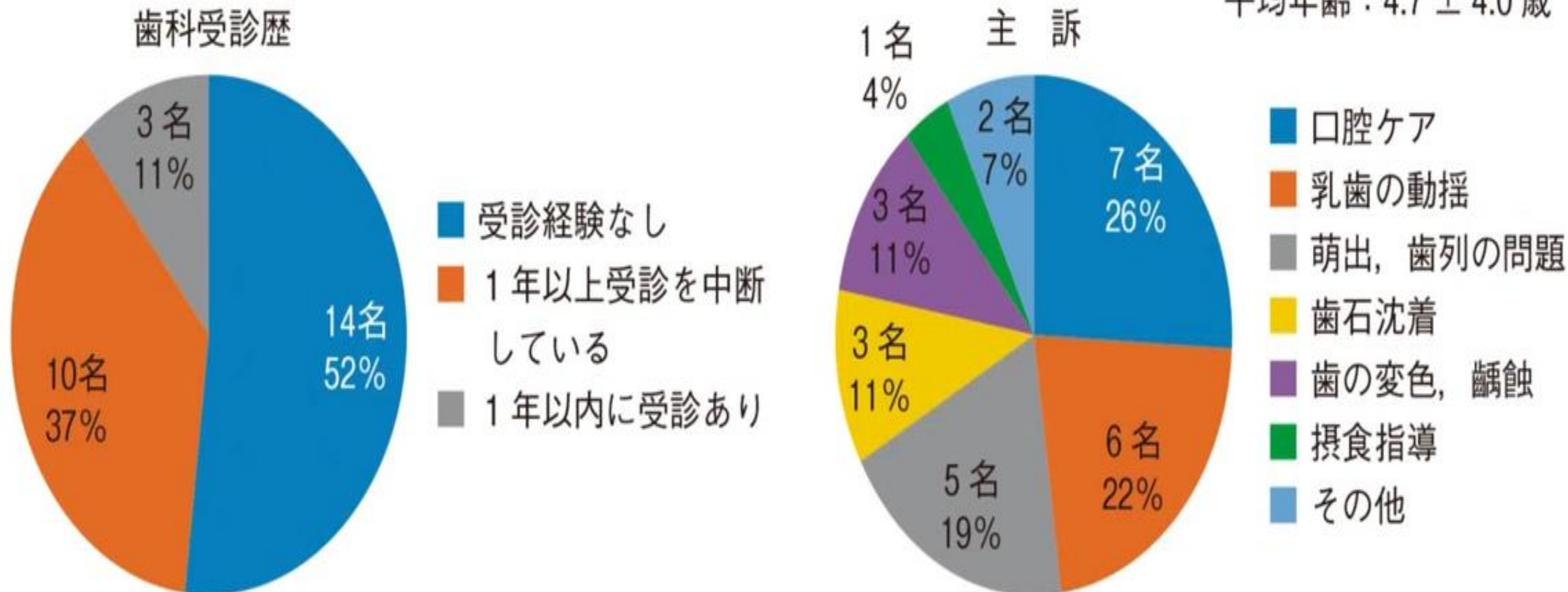


図 在宅人工呼吸器を使用する重症心身障害児の歯科受診について

(在宅人工呼吸器を使用する重症心身障害児に対する訪問歯科診療についての検討. 小児歯誌, 55(3): 382-389, 2017.)

豊島区口腔保健センターでの業務内容

(「あぜりあ歯科診療所」)



令和7年度概算要求額 45百万円（一）

事業の目的

- 乳幼児健診をはじめとした母子保健施策については、受診率等の向上に向けて周知広報を行うなど、市町村においてさまざまな取組が行われている一方で、乳幼児健診等の母子保健サービスの享受が難しい児がいることが課題として指摘されている。たとえば、発達障害のため集団健診会場に行くことが困難な児や医療的ケア児などは、通常の集団健診（歯科健診を含む。）の受診が難しく、特別な配慮が必要な場合があると考えられる。
- そのため、乳幼児健診において、特別な配慮が必要な児に対する健診を推進するため、市町村への支援を行う。

事業の概要

- 対象
市町村が集団健診を行っている乳幼児健診について、集団健診を行うことが困難な、特別な配慮が必要な児に対して個別に対応を行っている場合
- 内容
市町村が特別な配慮が必要な児に対して、訪問健診や個別健診等の個別対応を実施した場合にかかる、通常の健診費用からのかかり増し経費について、補助を行う。

実施主体等

【実施主体】 市町村 【補助率】 1/2 【補助単価】 1件あたり30,000円

在宅歯科訪問診療相談窓口

豊島区歯科相談窓口

豊島区民からのお口の悩み、お答えします



お問い合わせ・ご予約は

※担当ごとに電話番号が異なります。お問い合わせ・ご予約の際はご注意ください

訪問歯科診療・障害者歯科診療

TEL:03-3987-2425

休日応急歯科診療

TEL:03-5985-5577

豊島区歯科相談窓口

TEL:03-3987-2370

豊島区口腔保健センター



dental azalea

あぜりあ歯科診療所